

<報道発表資料>

E-mail: a3790-04@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー：県政一般

令和4年7月8日

設備投資促進資金に融資利率を更に引き下げた「エネルギー対策特例」を創設します

海外情勢の影響により、エネルギー価格高騰の長期化が懸念されており、県内中小企業者は環境面のみならず、経営面からも省エネ・再エネ設備の導入による燃料・電力の消費抑制を図ることが急務となっています。

そこで、県は、県制度融資の設備投資促進資金において、融資利率を従来よりも更に0.1%引き下げた「エネルギー対策特例」を創設し、カーボンニュートラル実現に向けた設備投資を行う県内中小企業等を支援します。

制度を利用する場合は、県内各金融機関や事業所所在地の商工会議所・商工会にご相談ください。

● 設備投資促進資金【エネルギー対策特例】

要件等	概要
融資対象者	カーボンニュートラルの実現につながる設備投資を行う中小企業等であって、カーボンニュートラル実現に向けた取組を継続的に行うもの*
取扱開始日	令和4年7月8日（金）から
融資限度額	①設備資金 1億5,000万円（土地・建物取得は2億円） ②運転資金 5,000万円 ①、②併用 1億5,000万円（土地・建物取得は2億円）
融資期間	設備資金 10年以内（土地・建物取得は15年以内） 運転資金 7年以内 （2年以内据置可）
融資利率	年0.6%以内～1.0%以内（融資期間による）
保証料率	年0.45%～1.64%（9区分）

*融資期間中における取組状況を定期的に県へ報告する必要がある。

● その他

融資利率は埼玉県中小企業制度融資の中で最も低い水準